

北海道地球温暖化防止対策条例及び北海道地球温暖化防止対策条例施行規則 の一部改正（素案）について

1 改正の趣旨

北海道地球温暖化防止対策条例（平成 21 年北海道条例第 57 号）は、2008 年に開催された北海道洞爺湖サミットを契機として、地球温暖化を克服し、環境と調和した持続的に発展することができる社会の実現を目指し、2009 年に制定されました。

その後、国内外でカーボンニュートラルの実現に向けた動きが急速に高まり、国は 2021 年 6 月、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）を改正し、2050 年カーボンニュートラルの実現を目指すこととしました。

道では、2020 年 3 月、知事が 2050 年までに温室効果ガスの排出量の実質ゼロを目指すことを国に先駆け表明し、「ゼロカーボン北海道」の実現に向け取り組むことを決意したところであり、条例制定後のこうした社会情勢の変化を踏まえ所要の改正を行います。

※「ゼロカーボン北海道」…道民一人ひとりが意識を変え、自ら責任を持って行動することにより、2050 年までに、温室効果ガス排出量と森林等による吸収量のバランスが取れ、環境と経済・社会が調和しながら成長を続ける北海道のこと。

2 改正の内容（詳細は別紙参照）

（1）条例の名称

ゼロカーボン北海道の実現に向けて、地球温暖化対策を推進していくことを分かりやすく示すような名称への改称

（2）総則的事項

- ア 目的規定にゼロカーボン北海道の実現について追加
- イ 基本理念の新設
- ウ 道の責務を追加・拡充
- エ 観光旅行者等の責務を追加・拡充

（3）地球温暖化対策推進計画

地球温暖化対策推進計画に基づく施策について評価を行う者の明確化（対象：道）

（4）事業活動に関する地球温暖化対策

- ア 事業者の温室効果ガスの排出の量の削減に係る規定の追加・拡充（対象：事業者、道）
- イ カーボン・オフセットの推進に係る規定の新設（対象：事業者、道）
- ウ 温室効果ガスの排出の量の少ない製品・サービスの開発等に係る規定の新設（対象：事業者、道）
- エ 事業者温室効果ガス削減等計画書等の作成に係る規定の追加・拡充（対象：事業者）
- オ 特定事業者以外による事業者排出量簡易報告書の作成に係る規定の新設（対象：事業者）

（5）交通に関する地球温暖化対策

- ア 次世代自動車の普及促進に係る規定の新設（対象：事業者、道民、道）
- イ 物流における温室効果ガスの排出の量の削減に係る規定の新設（対象：事業者）

(6) 機械器具に関する地球温暖化対策

機械器具に係る規定の追加・拡充（対象：事業者、道）

(7) 建築物に関する地球温暖化対策

ア 建築物に係る温室効果ガスの排出の量の削減等に係る規定の追加・拡充

（対象：事業者、道）

イ 道産木材の利用の促進に係る規定の新設（対象：事業者、道民、道）

ウ 建築物環境配慮計画書等の作成に係る規定の追加・拡充（対象：事業者）

エ 適用除外に係る規定の新設（対象：事業者）

(8) 再生可能エネルギーの利用に関する地球温暖化対策

ア 地域の再生可能エネルギーの利用に係る規定の新設（対象：道）

イ 再生可能エネルギー計画書等の作成に係る規定の追加・拡充（対象：事業者）

ウ 再生可能エネルギーの調達量等の周知に係る規定の追加・拡充（対象：事業者）

(9) 森林等の整備・保全等に関する地球温暖化対策

ア 森林・林業・木材産業の取組に係る規定の追加・拡充（対象：事業者、道民、道）

イ ブルーカーボンに関する取組に係る規定の新設（対象：道）

ウ 自然を活用した取組に係る規定の新設（対象：道）

(10) 地球温暖化の防止に関する理解の促進

事業者及び道民の相互理解の促進に係る規定の追加・拡充（対象：道）

(11) 温室効果ガスの排出の量の削減に向けた行動

ア 道民の日常生活における温室効果ガスの排出の量の削減に係る規定の追加・拡充

（対象：道）

イ 地産地消の推進に係る規定の追加・拡充（対象：事業者、道民）

ウ 廃棄物の発生の抑制に係る規定の新設（対象：事業者、道民）

エ 冷暖房機の温度等に係る規定の追加・拡充（対象：事業者、道民）

(12) 気候変動適応の取組

ア 気候変動適応に関する施策の推進に係る規定の新設（対象：道）

イ 気候変動適応センターに係る規定の新設（対象：道）

(13) 財政上の措置

施策推進のための必要な財政上の措置に係る規定の新設（対象：道）

3 施行期日

令和5年（2023年）4月1日（予定）

4 参考資料

- ・ 北海道地球温暖化防止対策条例（現行）
- ・ 北海道地球温暖化防止対策条例施行規則（現行）